

決 定 要 旨

被 審 人 (住 所) 愛知県

(名 称) 株式会社サカイ

(法人番号 8180001105533)

上記被審人に対する令和6年度(判)第17号金融商品取引法違反審判事件について、金融商品取引法(以下「法」という。)第185条の6の規定により審判長審判官日浅さやか、審判官城處琢也、同横井真由美から提出された決定案に基づき、法第185条の7第1項の規定により、下記のとおり決定する。

記

1 主文

被審人に対し、次のとおり課徴金を国庫に納付することを命ずる。

- (1) 納付すべき課徴金の額 金10万円
- (2) 課徴金の納付期限 令和7年1月6日

2 事実及び理由

課徴金に係る法第178条第1項各号に掲げる事実、法令の適用及び課徴金の計算の基礎は、別紙のとおりである。

被審人は、第1回の審判の期日前に、課徴金に係る法第178条第1項第7号に掲げる事実及び納付すべき課徴金の額を認める旨の答弁書を提出しており、上記事実が認められる。

令和6年10月30日

金融庁長官 井藤 英樹

(別紙)

1 課徴金に係る法第178条第1項各号に掲げる事実

法第178条第1項第7号に該当

被審人は、それぞれ下表の番号1及び番号2のとおり「報告義務発生日」欄記載の年月日に、金融商品取引所に上場されている「発行体」欄記載の発行者が発行する株券について、「提出事由」欄記載の事由が生じたにもかかわらず、東海財務局長に対し、「報告書」欄記載の大量保有報告書又は変更報告書を「法定提出期限」欄記載の法定の提出期限までに提出しなかったものである。

表

番号	発行体	報告書	報告義務発生日	法定提出期限	提出事由
1	株式会社 サカイ ホールディングス	大量保有 報告書	令和4年 10月19日	令和4年 10月26日	報告義務発生日において、共同保有者とともに、株券を363万6000株保有することとなり、発行済株式総数(1095万6500株)の5%を超える大量保有者となった。
2	株式会社 サカイ ホールディングス	変更報告書 No. 1	令和4年 12月23日	令和5年 1月5日	<ul style="list-style-type: none">・報告義務発生日より前の日において、共同保有者とともに、発行済株式総数の33.19%の大量保有者であったところ、報告義務発生日において、共同保有者が共同保有者でなくなった。・報告義務発生日より前の日において、発行済株式総数の33.19%の大量保有者であったところ、報告義務発生日において、保有株券等の総数が23万6000株まで減少し、株券等保有割合が1%以上減少した。

2 法令の適用

上記1に掲げる事実のうち

表に掲げる事実につき

番号1の事実

法第172条の7、第27条の23第1項本文、第176条第2項

番号2の事実

法第172条の7、第27条の25第1項本文、第176条第2項

3 課徴金の計算の基礎

法第172条の7の規定により、大量保有報告書又は変更報告書（以下「大量保有報告書等」という。）の不提出に係る課徴金の額は、

当該提出すべき大量保有報告書等に係る株券等の発行者が発行する株券の当該提出すべき大量保有報告書等の提出期限の翌日における法第130条に規定する最終の価格に、当該翌日における当該発行者の発行済株式の総数を乗じて得た額に10万分の1を乗じて得た額となることから、

- ① 令和4年10月26日までに提出すべきであった大量保有報告書に係る課徴金の額は、

$$539 \text{ 円} \times 10,956,500 \text{ 株} \times 1 / 100,000 = 59,055 \text{ 円}$$

について、法第176条第2項の規定により1万円未満の端数を切り捨てて、50,000円

- ② 令和5年1月5日までに提出すべきであった変更報告書に係る課徴金の額は、

$$537 \text{ 円} \times 10,956,500 \text{ 株} \times 1 / 100,000 = 58,836 \text{ 円}$$

について、法第176条第2項の規定により1万円未満の端数を切り捨てて、50,000円

となる。